

# 国外転出をされるみなさまへ

## 在外選挙出国時登録申請について

在外選挙人名簿への登録申請が国内でできます。

### ● 在外選挙制度とは

海外にいても日本の国政選挙（衆議院議員及び参議院議員の選挙）と最高裁判所裁判官国民審査の投票ができる制度です。投票するためには「在外選挙人名簿」への登録が必要です。

### ● 申請できる人

年齢満18歳以上の日本国民で、国外への転出届を提出した者のうち、福山市の選挙人名簿に登録されている方です。

- ・申請は、申請者本人のほか、申請者から委任を受けた方（申請者からの申出書が必要）ができます。

### ● 申請に必要な持ち物

#### ①本人の申請の場合

- 申請書
- 旅券等の本人確認ができる書類

#### ②申請者から委任を受けた方の申請の場合

- 申請書と申請者本人の本人確認書類
- 申請者からの申出書
- 申請に来ている方の本人確認書類

#### 本人確認書類の例

##### ① 次のうち 1点 （すべて顔写真付に限る）

旅券、マイナンバーカード、運転免許証、障がい者手帳、官公庁発行の身分証など

##### ② ①を持参していない人は次のア、イそれぞれから1点（またはアを2点）

ア…戸籍謄抄本、住民票の写し、健康保険証、年金手帳、納税証明書

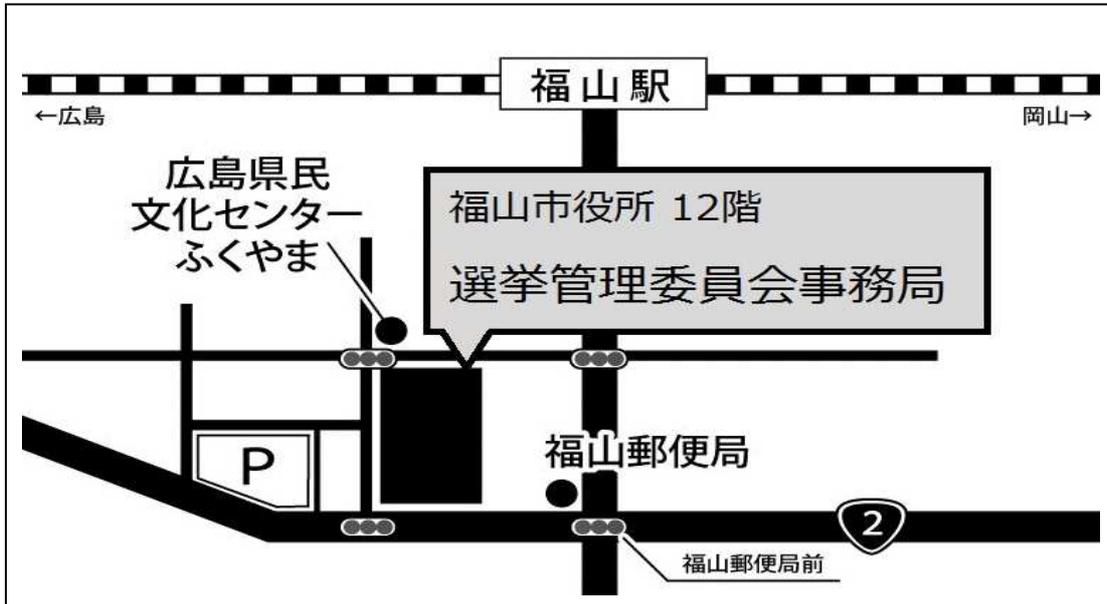
イ…顔写真の付いた民間企業等の身分証（企業の社員証、私立大学の学生証、顔写真付クレジットカード）

● 申請期間について

転出届を提出した日から転出届に記載された転出予定日までの間です。

● 申請場所について

福山市役所本庁舎12階 選挙管理委員会事務局へお越しください。



● 申請時間について

8:30から17:15 (土日,祝日は除きます)

※ 申請手続きに時間をいただく場合がありますので、お時間に余裕をもってお越しください。

● 申請書等について

申請書は選挙管理委員会事務局の窓口にて記載していただくか、福山市のホームページからダウンロードして、事前に記載してお持ちください。

【福山市のホームページからのダウンロード方法】

トップページから

担当部署で探す > 選挙管理委員会事務局 > 在外選挙制度について

(URL) <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/senkyo/zg.html>



(出国手続時における申請) の表中「関係様式」欄

在外選挙人名簿登録移転申請書・申出書 ← 申請書はこちらをクリック

在外選挙人名簿登録移転申請書・申出書 (記載例) ← 記載例もご確認ください。

◆◆◆ お問い合わせ先 ◆◆◆

福山市選挙管理委員会事務局

☎ 084 (928) 1121